

業務請負契約書

1. 業務名 吉野川上流地区仁尾ヶ内地すべり機構調査業務
2. 場所 高知県長岡郡大豊町立川上名仁尾ヶ内
3. 履行期間 令和 年 月 日 から
令和 8 年 2 月 27 日 まで
4. 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
5. 契約保証金額
6. 調停人
7. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共事業履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前払金	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7年 5月26日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

【紙契約方式の場合】

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子契約システムの場合】

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者(住所) 高知市丸ノ内一丁目3番30号

(氏名) 支出負担行為担当官
四国森林管理局長 竹内 純一 印

受注者(住所)

(氏名) 印

工種別数量内訳書

調査名：吉野川上流地区仁尾ヶ内地すべり機構調査業務

嶺北森林管理署 吉野川上流治山事業所

業務区分	工種	種別	数量	単位	摘要	
一般調査業務	一般調査業務一式 仁尾ヶ内	パイプ歪計による調査 観測	36.00	回	30m以内	
		パイプ歪計による調査 観測	18.00	回	40m超50m以内	
		パイプ歪計資料整理	13.50	月		
		地表伸縮計観測	36.00	回		
		地表伸縮計資料整理	9.00	月		
		降水量観測及び資料整理	4.50	月		
		地下水位測定 観測	54.00	回		
		地下水位測定 資料整理	54.00	回		
		小計				
		電子成果品作成費	1.00	式		
		旅費交通費(乗込・引上)	1.00	式		
		旅費交通費(現場旅費)	1.00	式		
		施工管理費	1.00	式		
		諸経費	1.00	式		
		端数整理額	1.00	式		
		一般調査 計				
		解析等調査業務	解析等調査業務 仁尾ヶ内	計画準備	1.00	業務
地盤特性検討	1.00			業務	検討1箇所 対象総面積0.6km ² 以下	
機構解析	1.00			業務	1ブロック 対象総面積0.6km ² 以下	
安定解析	1.00			業務	1断面 断面総延長4km以下	
報告書作成	1.00			業務	調査種目数1	
打合せ協議	1.00			式	解析業務 5回	
小計						
旅費交通費(打合せ旅費・現場旅費)	1.00			式		
電子成果品作成費	1.00			式		
その他原価	1.00			式		
一般管理費等	1.00			式		
端数整理額	1.00			式		
解析等調査 計						
	計					
	消費税相当額					
	請負調査費					
	総計					

調査業務特記仕様書

本工事は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成29年 3月30日付け林野庁長官通知）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

四国森林管理局

特記仕様書

1. 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書第1102条第9項、第2102条第9項及び第3102条第10項の「〇〇契約書」とは、吉野川上流地区仁尾ヶ内地すべり機構調査業務契約書とする。

2. 電子納品について

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙により提出を希望する場合は、受発注者間で協議のうえ、決定する。

電子納品とは、調査、設計などの各段階の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき作成されたものを指す。

※「ガイドライン」は四国森林管理局ホームページに掲載

(2) 電子成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成し、電子媒体及び電子媒体納品書を提出する。

(3) 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

(4) 電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されてないことを確認したうえで提出するものとする。

(5) 提出部数は、調査箇所毎に3部とする。

3. 管理技術者の資格

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」））
- ② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））
- ③ 博士（「森林土木」に該当する部門）
- ④ R C C M（森林土木部門）
- ⑤ ①から④のいずれかの資格を有する者と同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）

情報共有システム特記仕様書

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- 2 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとし、これについては四国森林管理局ホームページの公売入札情報等において公表している。
- 3 受注者は、技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うため、発注者から聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- 4 費用(登録料及び使用料)は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - A 地質調査業務については業務管理費
 - I 測量業務については間接測量費
 - U 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

ウィークリースタンス特記仕様書

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

「ウィークリースタンス実施要領」は四国森林管理局ホームページに掲載

滞在して業務を行う場合の旅費交通費の取扱い

宿泊費は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」(平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知)(以下「旅費交通費要領」という。)5(2)により滞在に区分される場合において、同要領5(3)により設計変更するものとし、設計変更時点までに宿泊実績報告書(様式1)及び実際に支払った証明書類(領収書等)を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書及び証明書類の提出期限については、監督職員と協議の上、決定するものとする。